



暴風警報発令の場合

暴風警報発令にともなう措置

(1) 午前7時以前に暴風警報が解除の場合

→平常授業

(2) 午前7時から10時の間に暴風警報が解除の場合

1時間半遅れて授業を行う。(詳細は以下の通り)

- ・8時以前に解除された場合 →2限より授業 S H R (9:30)
- ・9時以前に解除された場合 →3限より授業 S H R (10:30)
- ・10時以前に解除された場合 →4限より授業 S H R (11:30)

(3) 午前10時以降になお暴風警報が発令中の場合

→臨時休校

当日が午前中授業の予定(短縮授業等)の場合

(1) 午前7時以前に暴風警報が解除の場合→平常授業

(2) 午前7時から9時の間に暴風警報が解除の場合

1時間半遅れて授業を行う。(詳細は以下の通り)

- ・8時以前に解除された場合 →2限より授業 S H R (9:30)
- ・9時以前に解除された場合 →3限より授業 S H R (10:30)

(3) 午前9時以降になお暴風警報が発令中の場合

→臨時休校

注意…この措置を行う警報は暴風警報に限ります。大雨警報などでは平常授業になります。また、電話での問い合わせは一切しないこと。

なお、生徒手帳のp.23・24にも記載されています。
